

2024年3月

「米国証券詐欺訴訟における重要性の判断枠組み」

第9期 客員研究員

神戸大学大学院法学研究科准教授

(執筆当時：青山学院大学法学部助教)

熊代 拓馬

要 約

本稿は、米国証券詐欺訴訟における重要性 (materiality) の判断枠組みについて、現在の判例における判断枠組みの内容とその形成過程を整理したものである。具体的には、*Basic* 判決 (*Basic Inc. v. Levinson*, 485 U.S. 224 (1988)) を到達点とし、それに至るまでの判例の展開を整理することで判断枠組みの分散と収斂を描写するとともに、*Basic* 判決後も同判決で示された判断枠組みがいかに維持されているかを描写することで、証券詐欺訴訟における重要性の判断枠組みにつき異同が生じ得る点 (①誰を基準とし、いかなる場面を対象とするか、②合理的な株主・投資家の議決権行使・投資判断の過程にどの程度影響を与える可能性が求められるか、③何に対する影響を問題とし、またそれをいかに評価するか、④重要性の判断にあたり明確に線引きされた基準を採ることを認めるか、⑤重要性の判断は、法の問題か、事実の問題か、それともそのいずれにも関わる問題〔混合問題〕か) を抽出した。

以 上

(掲載誌：熊代拓馬「米国証券詐欺訴訟における重要性の判断枠組み」青山ローフォーラム

12巻1号(2023年)1-42頁)

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。